

吉富町教育大綱

吉富町外一市中学校組合教育大綱

1 はじめに

(1) 策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、同法第 1 条の 3 第 1 項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する、基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

この大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させるため、同法第 1 条の 4 第 1 項に定める地方公共団体の長（組合長）と教育委員会で講成する「吉富町総合教育会議・吉富町外一市中学校組合総合教育会議」において協議、調整を経て策定するものです。

(2) 実施期間

この大綱は、令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 年間を実施期間とします。ただし、コロナ感染拡大防止対策等をはじめ、近年の目まぐるしく動く社会情勢や教育を取り巻く環境の変動・変化に即応するため、吉富町総合教育会議・吉富町外一市中学校組合総合教育会議において適宜、協議・調整を行い必要に応じて見直しを行うこととします。

2 教育大綱改定のための視点

(1) 地域と一体となる学校づくりの推進

これからの教育は学校だけで行うものではなく、地域社会と連携・協働し、地域で子どもたちの資質・能力を高めていく「社会に開かれた教育課程」が重視されます。

そのためには、家庭と地域社会と学校が、連携し意思の疎通を深めることで教育課程の編成、実施に生かしていくことが重要になります。

そこで、本町では学校運営協議会（コミュニティスクール）が中心となり、地域を巻き込んだ数々の取り組みを行っています。さらに今後は、民間企業との連携を強化し、これから時代を担う子ども達を社会全体で育む取組を推進することが必要となります。

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて

「持続可能な開発目標（SDGs）」は平成 27 年 9 月の国連サミットで

採択された令和 12 年までの達成を目指す国際目標です。17 の目標で構成されており「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すもので、政府組織だけではなく地方自治体等、社会の様々な機関や団体が積極的な役割を果たすことが期待され、吉富町では「脱炭素日本一を推進する町」という目標を掲げています。

これらのことから、学校においては、「脱炭素教育」を実施し、推進することで、持続可能な社会の創り手となる子どもたちの資質・能力の向上に努めます。

(3) 最先端技術の発展等を踏まえた「新しい教育様式」の導入

近年、AI などの先端技術が急速に発展しており、さらに単なるデジタル化にとどまらない DX(デジタルトランスフォーメーション)により社会が劇的に変わると想定されています。また、グローバル化社会も一層進み、言語や文化が異なる人々と共生する社会になることも、想定されています。

このため、これまでの教育実践と平行して、ICT を活用した個人の最適な学びと協働的な学びを行うことによる「新しい教育様式」への変革を図ることが急がれます。

(4) キャリア教育研究の成果と継続に向けて

福岡県教育委員会研究委嘱を受けて取り組んだ社会の創り手を育む「キャリア教育」から、私たちは大きな財産をつくることが出来ました。具体的には、学ぶ意欲や自己肯定感が向上したことや、チャレンジ精神、さらに目標に向かって努力する中で互いに相手の良さを認め合う力が育成されたこと等が挙げられます。

これらは、これから大きく変化していく社会に対応し、さらによりよい社会を創り上げるために立ち向かう力になると確信します。そこで、これからもキャリア教育を継続し、本町の全ての子どもたちに自分で可能性を見つけ、夢に向かってチャレンジする力を育成します。

(5) 支援を要する子どもをはじめ、全ての子どものニーズに対応するため

社会や家庭環境による子どもたちの多様化に伴い、九州一小さい町からジェンダー平等をはじめとする多様性教育を推進していきます。併せて子どもたちが柔軟でしなやかな感性を持ち、お互いを認め合って、協働できるように特別支援の視点を大切にした教育を推進します。

また、国籍や人種・身体的状態で差別を受けたり、差別をしたりすることのないように、人権を中心に据えた教育を推進していくこととします。

(6) 学校の働き方改革の推進

教員は日々の学習指導の充実に加え、生徒指導上の問題や教育的支援を必要とする子どもの増加など、取り組むべき課題が複雑化、多様化することで、その役割は拡大してきました。

のことから、学校環境の整備をするとともに、教員のワーク・ライフ・

バランスを確保するなど、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保できるようにするために、勤務時間管理の徹底や業務改善の推進を図る等の働き方改革を進める必要があります。

3 基本目標

次の2点を教育目標と定め「基本方針と主な施策」に沿って個別の授業や事業を実施していきます。

- 全ての子どもたちが、変化していく社会の創り手となるために、「学びに向かう力を持つ」「豊かな人間性と健やかな体を備える」「主体的に考え行動する」「夢に向かってチャレンジし続ける」教育を推進します。
- 子どもから大人まで、全ての町民が生涯を通じて生き甲斐を持ち、豊かな人生を送れるよう、スポーツや文化活動を気軽に楽しむ機会や新たな知識・技術を身につけることができるよう学習機会を充実させます。

4 基本方針と主な施策

基本方針Ⅰ 「未来社会の創り手」を育む学校教育の推進

〈主な施策〉

① 脱炭素教育の導入

子どもたちが、気候変動問題を正しく理解して、身近な環境を大切に思い、具体的に行動ができるような「脱炭素教育」に取り組みます。

② 読む力と書く力の育成

子どもたちが、様々な課題に対して、主体的に取り組み解決するための基礎となる「読む力」を身につけさせるよう取り組みます。

また、自分の考えが相手に伝わる文章になるように、根拠を明確にして書く力が弱い傾向にあることから、「書く力」を身につけさせるよう取り組みます。

③ キャリア教育の推進

子どもたちが、変化していく社会の中で、それぞれ自立して生き抜くために、自分の夢を持ちチャレンジする「キャリア教育」を推進します。

④ ICTを活用した学習活動の充実

子どもたちの授業を効果的に進めるために、タブレット型PC等の「ICT機器の活用」を充実させます。さらに、デジタル化社会を推進して

いくような人材の育成に努めます。

⑤ 特別支援教育の推進

支援を要す児童生徒をはじめ、全ての子どものニーズに対応できる「特別支援教育」を推進します。

⑥ いじめや不登校、虐待等の対応

いじめや不登校、虐待問題等について、早期発見・早期解決に向けて、学校と関係機関が、相互に迅速な対応ができるよう取り組みます。

⑦ 健やかな心身を育む教育の推進

子どもたちが、人生100年時代を迎え、さらに、変化の激しい社会を豊かに生き抜いていける「健やかな心身を育む教育」を推進します。

基本方針Ⅱ 地域全体で子どもの育成を支える環境づくり

〈主な施策〉

① 家庭の教育力の向上

子どもの成長に大きな影響力を持つ「家庭の教育力」は、多様な価値観による問題が格差として生じています。そこで、関係機関と連携して地域全体で「家庭の教育力の向上」に努めます。

② 子どもの安全・安心の確保

子どもが、自然災害や事件・事故の被害に遭わないように、また、緊急時の対処など、あらゆる面で子どもを見守るために地域や関係機関と連携した「安全・安心の確保」に努めます。

③ 学校運営協議会活動の推進

子どもの成長を支えるため、学校と地域が、本町の目指す教育のビジョンや課題を共有し、共に活動する学校運営協議会を推進します。

基本方針Ⅲ 多様な学習機会の提供

〈主な施策〉

① 文化活動の推進、伝統文化・文化遺産の保存・保護・活用の推進

吉富町の文化的な活動を推進するとともに、郷土の文化遺産を活用した新しいまちづくりに取り組みます。

② 多様な分野での人材の育成

国の推奨する理数系に特化した人材やITに特化した人材等、多様な分野での人材の育成を推進します。

③ 読書活動の推進

読書習慣を身につけさせるよう、学校や図書館業務を充実させ広く啓発します。また、保幼・小・中と地域のボランティアで連携し、おはなし会・読み聞かせ活動を実施します。

④ スポーツの推進

町民のスポーツニーズを聞き、吉富町スポーツ協会で各種スポーツイベントやジュニアスポーツアカデミーを開催します。

⑤ 人権教育等、多様な学習の推進

町民の人権意識を高めるため、人権講演会や学習会を実施し啓発に努めます。

また、生涯学習講座などの多様な学習機会を充実させます。

令和5年4月1日策定

吉富町長

花畠 明

吉富町外一市中学校組合長

花畠 明